

4福保健薬第1828号
令和4年8月8日

一般社団法人東京都病院薬剤師会
会長 林 昌洋 様

東京都福祉保健局健康安全部長
藤井 麻里子
(公 印 省 略)

アセトアミノフェン製剤の安定供給について (通知)

日頃から、東京都の福祉保健行政に御協力いただきありがとうございます。
今般、標記の件について、令和4年7月29日付で、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療
情報企画課から別添のとおり事務連絡がありました。

(通知については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html>

つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。
なお、都内各病院管理者に対し、別途通知済みであることを申し添えます。

※当該ホームページへの通知の掲載期間は、通知発出から概ね 30 日となっております
のでご注意ください。掲載期間終了後に当該通知を確認する場合は、厚生労働省法
令等データベースサービス (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>) をご利
用ください。

<問合せ先>

東京都福祉保健局健康安全部

薬務課監視計画担当

電話番号：03-5320-4519

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

アセトアミノフェン製剤の安定供給について

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、その治療薬であるアセトアミノフェン製剤の需要が急増していると承知しています。

については、別添の日本小児科学会からのアセトアミノフェン製剤の安定供給に関する要望等をふまえ、小児など必要とされている方へ安定的に継続してアセトアミノフェン製剤を供給することができるよう、下記のと通りの対応について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. アセトアミノフェン製剤については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。

その際、1. と同様に買い込みを厳に控えていただきたいこと。

(参考)

新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_forever_qa_00004.html#Q22